

ひょうごフィールドパピリオンキッズ EXPO 実施業務 仕様書

1. 目的

兵庫県は、2025年大阪・関西万博（以下、「万博」という。）に際し、地域の「活動の現場そのもの（フィールド）」を地域の人々が主体となって発信し、多くの人を誘い、見て、学び、体験していただく取組「ひょうごフィールドパピリオン」を全県で展開した。

この取組を万博のレガシーとして次世代に引き継いでいくため、県内の小学生、未就学児等を対象に、ひょうごフィールドパピリオンキッズ EXPO のイベントを地域、企業と共に県内各地で展開し、子どもたちのシビックプライドを醸成するとともに、自分自身の夢や未来社会について考えるきっかけを創出し、持続可能な社会を共創していく子ども達を育てていく。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

ひょうごフィールドパピリオンキッズ EXPO 実施業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務内容

(1) 事務局設置業務

本委託業務を確実に実施するとともに、県との連絡調整や経理事務の適正な手続き等を円滑に行うため、委託業務の開始から終了までの間、専任の担当者から成る事務局を設置すること。なお、担当者は業務内容全般を常に把握し、決定権限を持つ者と常時連絡を取ることのできる者を配置することとし、県と緊密に連携した業務遂行のため、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(2) 事業実施に係る協賛金募集業務

本委託業務を実施するための原資として、県内外の企業等から協賛金を募ること。なお、協賛金の振り込みについては、受託者への寄附やクラウドファンディング、兵庫県が募集する企業版ふるさと納税（以下「企業版ふるさと納税」という。）への寄附等の方法により行うものとする。

協賛金の募集を行うに当たっては、企業版ふるさと納税に係るものを含め、関係法令および規定を遵守すること。また、本委託業務に要する費用は、すべて協賛金をもって賄うものとし、協賛金の募集期間は9月末までとすること。あわせて、募集の進捗状況については、適宜、県に報告すること。

(3) ひょうごフィールドパピリオンキッズ EXPO 準備業務

ア 実施会場の選定及び確保

ひょうごフィールドパピリオンキッズ EXPO は、各地の子ども達が参加できるよう、県内複数拠点（概ね5拠点を目安）にて開催するものとする。

イ ひょうごフィールドパピリオンキッズ EXPO における個別プログラムの企画及び調整

各拠点での個別プログラムの企画にあたっては、兵庫の地域資源や魅力に触れ、シビックプライドの醸成を図ることのできるプログラムとするとともに、イベントの参加を通して子ども達が自身の夢や未来社会について考えることが出来る要素を盛り込むこと。また、ひょうごフィールドパピリ

オンのプレーヤーや民間企業等と連携することにより、創意工夫が凝らされた多様なプログラムとすること。なお、以下に示すプログラムは必ず盛り込むこととする。

①子ども向け授業

子どもたちの夢や好き、興味を育み、主体性を引き出す環境を作るためのプログラム

②起業家体験プログラム

民間企業やひょうごフィールドパビリオン等と連携し、子ども達が商品企画、商品製造、販売といった起業家の一連の流れを体験できるプログラム

ウ 個別プログラムの参加者の募集

エ ひょうごフィールドパビリオン等の職業体験のワークショップブースの出展者募集

なお、ひょうごフィールドパビリオンプレイヤーの出展者は必ず含むものとする。

(ひょうごフィールドパビリオンプレイヤーの出展にかかるサポート含む。)

オ 会場造作デザインの検討・制作

カ ステージイベントの企画及び調整(子ども向け授業と起業家体験プログラムの成果報告会含む)

キ その他、ひょうごフィールドパビリオンキッズ EXPO 開催に向けて必要となる事項の企画・制作等

(4) 広報関係業務

ア チラシ、ポスター制作、チラシ配布計画策定

イ SNS 等を活用した情報発信

ウ 当日記録(写真・動画)撮影

(5) ひょうごフィールドパビリオンキッズ EXPO 運営関係業務

ア 運營業務(参加者募集・連絡調整、スタッフ確保、イベント進行台本作成、会場設営・撤去等)

イ 参加者アンケートの実施・集計

ウ 傷害保険等の必要な保険への加入

エ 警察・消防・保健所・周辺自治体等への事前協議・後援名義申請・その他申請関係全般(必要に応じて)

オ その他、ひょうごフィールドパビリオンキッズ EXPO の開催・運営に必要な事項

(6) 業務報告書の作成

業務報告書の作成にあたっては、県と協議の上、実施日時・場所・来場者数・出展コンテンツをはじめとした実施概要、配布広報物、公演の記録(実施内容がわかる写真や動画など)、アンケート集計結果等を含めた内容とすること。なお、アンケートの実施・集計においては、事前に県と打ち合わせを行い、県が指定する項目で実施すること。

(7) その他本事業の目的達成に必要な業務

4. その他要件等

(1) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担すること。

(2) 受託者は、本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。

(3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議上、決定するものとする。

5. 事業実施上の留意点

- (1) 本コンペは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて県と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。このとき、事業の目的を達成するため、県の指示により仕様書の内容の追加、変更を行うことがある。なお、自主事業等の提案により、別途覚書を締結することがある。
- (2) 受託者は、事業の履行にあたり、県の指示に従うとともに、県と密に連絡調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、事故及びデータの漏洩・滅失等の予防に十分留意し、事業の信頼性及び安全性の確保に努めなければならない。
- (4) 受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 受託者は、事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6) 再委託
 - ア 受託者は、業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - イ 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、承認を得た場合は、承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
 - ウ 県が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、受託者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
 - エ 受託者は、業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、県に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、県の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
 - オ 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受託者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、県の承認を受けなければならない。
 - カ 受託者は、業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、県に対し全ての責任を負うものとする。

6. 著作権

- (1) 受託者は、成果品に使用するすべてのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

(2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、兵庫県に帰属し、本業務終了後においても兵庫県が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。